

愛媛県報

発行愛媛 児

第2425号

平成24年11月30日金曜日 第2425号

\Diamond	目	次	\Diamond
	4	汞	

公	告	
道路の供用開始(県道双岩停車場和	l泉線)	1069
開発行為に関する工事の完了(2件	')	1069
道路の供用開始 (")	1068
道路の区域変更(県道才之原菊間線	ł)	1068
道路の区域変更(一般国道 317号)		1068
道路の供用開始 (")	1068
道路の区域変更(県道別子山土居線	ł)	1067
大規模小売店舗の新設の届出の概要		1067

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告......1069

告 示

○愛媛県告示第1425号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。 平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ハローズ川之江店

四国中央市川之江町193番地 外30筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

福山市南蔵王町6丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

福山市南蔵王町6丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年7月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3 314平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

379台

イ 駐輪場の収容台数

174台

ウ 荷さばき施設の面積 268 .0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 57 3立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

24時間

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 9 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 2 届出年月日

平成24年11月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	X	間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	別子山土居線	新居浜市別子山字ニクブチ甲307	7 番から	IΒ	メートル 45~85	キロメートル 0.049	
宗 追	別丁山工店線 	同字甲304番 1 まで		新	4 5 ~ 8 5 4 5 ~ 15 .0	0 .049 0 .051	

○愛媛県告示第1427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	別日	子山土居	居線	新居浜市別子山同字甲304番1ま	_	チ甲307番か	6				平成24年11月30日

○愛媛県告示第1428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		317号		今治市波止浜一丁目412番		旧	メートル 5.9~ 8.4	キロメートル 0.034	
一放凹道		31/5		フルロ版正 成 一」日412笛		新	6 2~14 4	0 .034	

○愛媛県告示第1429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県	道		」 原菊間	日4白	今治市菊間町西山446番から		IΒ		〜ル 5 ~ 2		- 人口キ 0.0			
	坦	12	-広米⊫	可称	同町西山442番 3 まで		新	7.5	5 ~ 2	0. 8	0. 0	75		

○愛媛県告示第1430号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	オス	之原菊間		今治市菊間町西 同町西山442番		6					平成24年11月30日

○愛媛県告示第1431号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年11月30日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第33号 平成24年11月21日	伊予郡松前町大字神崎字古屋敷341番 1	松山市若草町 6 番地 2 ダイアパレス若草町弐番館903号 野 村 翼

○愛媛県告示第1432号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年11月30日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第34号 平成24年11月22日	伊予市米湊字大角藏1580番 1	松山市西石井六丁目5番7号 有限会社ホットハウス 代表取締役 阿 達 廣 子

○愛媛県告示第1433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県 道	双岩停	亭車場和	印泉線	八幡浜市谷5番耕地							平成24年11月30日	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年11月16日	特定非営利活動法人 こころ塾	村松つね	愛媛県松山市大街道三丁目 2 番地 16	この法人は、働く人々に対して、心の健康保持 増進に関する事業を行い、幸せな家庭、職場作 りに寄与することを目的とする。

平成24年11月30日 発行 1069